

## 県産食材味力発信事業業務委託契約仕様書

### 1 委託する業務名

県産食材味力発信事業業務委託契約

### 2 業務の趣旨・目的

長期にわたった新型コロナウイルスの影響も感染症法上の位置づけが5類相当に移行される等、収束に向かいつつある。今後人々の動きも活発化すると見込まれる中、来年には福岡・大分デスティネーションキャンペーン（以下福岡・大分DC）の開催も予定されており、県内へのより一層の観光客増加が期待される。これは本県農林水産物の認知度を向上させ、消費拡大を図るための絶好の機会である。福岡・大分DC開催時期に県産食材のPR効果を最大化するため、県内飲食店や宿泊施設にて県産品を使用したおもてなし料理選手権及び県産品プレゼントキャンペーンを実施する。

### 3 委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

### 4 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、「The・おおいた」ブランド流通対策本部（以下、流対本部）と協議の上、実施すること。

#### (1) 大分おもてなし料理選手権の実施

- ・県内の飲食店や宿泊施設で県産農林水産物を使ったメニューを開発し、期間中に提供するおもてなし料理選手権を実施する。

#### ア 参加店舗の募集・選定

- ・大分県内飲食店及び宿泊施設合わせて100店舗程度とする。  
（目安：1回目約50店舗、2回目約50店舗 計約100店舗）  
なお、1回目と2回目で同じ店舗が参加することも認める。
- ・「The・おおいた」ブランドのホームページ（<https://theoita.com>）に掲載の「とよの食彩愛用店（地産地消推奨店）」  
（<https://theoita.com/syokusaiaiyou/>）を含んだ店舗を広く募集すること。ただし、実施する店舗はこのホームページの掲載店に限定するものではない。
- ・参加店舗の選定にあたっては、店舗での販促物の活用や（1）オに示す選

手権終了後のアンケート回答に同意を得られる等、協力的姿勢を示す店舗を積極的に選定すること。最終的な参加店舗の決定にあたっては別途流対本部と協議を行うものとする。

#### イ 開催時期

1回目：令和5年9～10月、2回目：令和6年1～2月  
各回上記期間中の4週間程度で開催。

#### ウ 使用品目

各回、以下の品目のうちいずれかを使用し、メニューを開発するものとする。

##### 1回目

- 短期集中県域支援品目：ねぎ類（小ねぎ、白ねぎ）、ピーマン
- その他：県産魚、県産肉

##### 2回目

- 短期集中県域支援品目：ねぎ類（小ねぎ、白ねぎ）、高糖度かんしょ（甘太くん）、ベリーズ（いちご）
- その他：県産魚、県産肉

- ・県産魚、県産肉について、具体的な使用品目については別途流対本部と協議のうえ決定する。
- ・1店舗につき1品以上メニュー開発すること。
- ・1回目、2回目とも参加店舗全体として各品目につき5品以上メニューが開発、提供されるようにすること。  
(例：ねぎ類で5品、ピーマンで5品)  
ただし、ねぎ類については1つのメニューの中で小ねぎ、白ねぎどちらかを使用すればよい。

#### エ 優秀メニュー審査方法

選手権開催にあたって、品目ごとに優秀メニューを選出する。

##### ・審査基準

1品当たりの県産農林水産物使用量や普及性、(2)で示すプレゼントキャンペーン応募者によるSNS写真投稿への反応数等を含む複数項目により審査を行う。なお、具体的な選出方法については別途流対本部と協議の上、決定する。

##### ・審査時期

各おもてなし料理選手権終了後1か月以内

- ・選出数  
各回各品目 3 品ずつ
- ・表彰方法  
(3) に示す広報用ホームページにて掲載。

オ おもてなし料理選手権実施に係るその他留意事項

<選手権開催を契機とした継続的な取引調整支援>

- ・おもてなし料理選手権開催をきっかけに継続的な取引につなげるため、開催店舗と産地との商流や物流等の調整、働きかけを行うこと。
- ・選手権に参加する店舗ごとに担当者を定め、担当者名を記したリストを作成の上、選手権実施 1 4 日前までに流対本部に提出すること。リストの項目は別途流対本部と協議の上、決定するものとする。
- ・受託先は選手権実施にかかり販促物を作成し、各店舗に配布すること。また、選手権開催中は当該販促物を各店舗の目立つ場所に掲示するよう働きかけを行い、選手権実施中に掲示状況を確認すること。
- ・選手権開催後、各参加店舗に対して参加した感想を含むアンケートを作成、実施し、集計及び分析を行い流対本部に提出すること。
- ・本事業を通じてつながりができた飲食店関係者、市場開設者に対して、委託期間終了後、流対本部もしくは流対本部が業務委託する事業者が独自にアプローチを行う場合は、これをフォローすること。
- ・青果物は基本的に市場経由での供給を基本とし、可能な限り直売施設等からの直接配送は避けること。

<メニュー開発等に係るサンプルについて>

- ・実施店舗から食材のサンプル提供依頼があった場合は、配送料を含めた一切の費用を委託料の中から捻出し、サンプル提供を実施すること。

(2) おもてなし料理選手権開催店舗の集客につながるプレゼントキャンペーン実施

ア キャンペーン概要

選手権実施店舗にて対象メニューを注文し、SNSで当メニュー写真を投稿したお客様の中から抽選で県産品を贈呈する。

イ 開催時期

応募期間 おもてなし料理選手権と同時開催

当選連絡及び商品発送期間 1 回目：令和 6 年 1 月 3 1 日（水）までに  
完了  
2 回目：令和 6 年 3 月 3 1 日（日）までに  
完了

ウ 応募方法

- ・ SNSを用いた応募方法とする。
- ・ 対象メニューを注文したお客様のみが応募できる方法とすること。  
なお、写真及び事前に決定するキャンペーン統一のハッシュタグ付投稿を必須条件とすること。

エ 当選者数

80名（各回40名：1回目40名+2回目40名＝計80名）

オ 賞品内容

80名分×5,000円（送料込）/1セット＝計40万円

大分県産品から選定すること。

カ キャンペーン広報について

プレゼントキャンペーンを周知するため、実施店舗で用いる販促物を作成し、掲示させるよう働きかけること。

なお、当該販促物は選手権及びプレゼントキャンペーンそれぞれの実施が分かるものであれば、（1）オで示したものと同一中でPRしても構わない。

キ 参加店舗やお客様からの問い合わせ対応

キャンペーン開催に合わせて速やかに運営事務局を設置すること。

運営においては参加店舗やキャンペーン応募希望者に問い合わせ先が分かるよう運営事務局の連絡先を明示し、各問い合わせに対して誠実かつ迅速に対応すること。

ク 留意点

- ・ 景品購入費、送料は委託費に含む。
- ・ 景品表示法に抵触しないこと。

（3）おもてなし料理選手権及びプレゼントキャンペーン実施に係る効果的な情報発信

- ・ 両イベントの内容や参加店舗、提供メニュー等について広報する特設ホームページを作成、公開すること。また、選手権終了後、4（1）エによって優秀メニューに選出されたメニューについては当ホームページ内に特設ページを作成し、考案店舗及びメニューを別途PRすること。当該特設ホームページは少なくとも福岡・大分DCが終了する令和6年6月30日までは継続して掲出すること。
- ・ 両イベントの認知度を県内外の人々に向上させるため、公式アンバサダー（ローカルインフルエンサーなど）を起用し、ソーシャルメディアを活用して情報発信を行うこと。なお、起用については大分県に縁のある者が望ましく、提

案時に起用理由及び情報発信頻度を明らかにすること。

- ・選手権開催前の事前告知は、テレビCM、SNS、プレスリリース情報サイト、専門雑誌への掲載、県内主要駅におけるデジタルサイネージ広告への掲出など効果的な方法を使って、選手権のPRと集客に繋がる取り組みを実施すること。
- ・流対本部がプレスリリースを円滑に発出できるように、選手権開催14日前までには下記情報を流対本部に提供すること。なお、期日までに間に合わない場合は、遅延の理由と提供可能時期を担当に報告すること。

(提供する情報)

- おもてなし料理選手権に関する内容（選手権名、期間、提供メニュー等）
- おもてなし料理選手権開催店舗の情報（店舗名、住所、電話番号）
- おもてなし料理選手権の画像データ（フェアチラシ、料理写真、店舗に関する写真等）

## 5 成果物の提出

委託業務終了後、実施結果をとりまとめた実績報告書（任意様式）を紙媒体1部及びDVD-ROM1枚で流対本部に提出すること。

成果物の提出期限は令和6年3月31日（日）までとする。

なお、本業務により制作したイラスト、画像、写真データ等一切の著作権の取扱いは、次のとおりとする。

- ・受託者は、成果物に付与される著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に流対本部に無償で譲渡するものとする。
- ・流対本部は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- ・受託者は、流対本部の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

## 6 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

## 7 その他業務実施上の留意点

- ・本委託には業務に係る一切の経費を含む。
- ・事業で制作した一切の著作物は、特段の理由がない限り流対本部に帰属する。
- ・打合せはキックオフ、選手権実施前、成果品納入時の3回を基本とし、必要に応じ

双方の協議の上、随時実施するものとする。打合せの内容の整理は受託者が行う。  
なお、販促・広告ツール作成に係るデザイン等の校正については、必ず流対本部に  
確認し、必要に応じて協議するものとする。

- ・受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- ・受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- ・委託業務の遂行にあたり、内容については流対本部側からの提案も踏まえ、協議の上最終決定すること。また、疑義が生じた場合は、流対本部と十分協議すること。
- ・委託事業実施に大きな影響を及ぼす事態が発生した場合には、流対本部と受託業者の間で実施内容や委託費用の調整に係る協議を行う。この件における協議のタイミングや協議内容は流対本部の判断で実施する。
- ・委託業務に関しては、流対本部からの提案も踏まえ、協議の上最終決定とする。